

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、創業以来受け継いできた企業としての基本的な価値観および行動理念のもと、「王子グループ企業行動憲章」を制定し、グループ全体で企業市民としての自覚と高い倫理観をもって企業活動を推進しております。今後も、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの充実に経営上の最重要課題の一つと位置付け、継続的に強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、当社サイトにて開示しております。
コーポレートガバナンスに関する基本方針 <http://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第18条をご参照ください。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第19条をご参照ください。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(i) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトおよび経営説明会資料にて開示しておりますので、ご参照ください。

経営理念 : <http://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/philosophy.html>

経営戦略、経営計画 : <http://www.ojiholdings.co.jp/ir/library/strategy.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方は当報告書 I1. 基本的な考え方をご参照ください。

基本方針は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。

<http://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第13条をご参照ください。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第5条、第10条をご参照ください。

(v) 取締役・監査役の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由は株主総会参考書類に記載し、当社サイトにて開示しておりますのでご参照ください。

<http://www.ojiholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、社外取締役および社外監査役の選任理由は当報告書 II1. 機関構成・組織運営等に係る事項にも記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3条をご参照ください。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第12条をご参照ください。個々の独立社外取締役の判断は当報告書 II1. 機関構成・組織運営等に係る事項をご参照ください。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第4条をご参照ください。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況)

株主総会参考書類に記載し、当社ウェブサイトにて開示しておりますのでご参照ください。 <http://www.ojiholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性についての分析・評価)

当社取締役会は、取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施し、取締役会全体の実効性確保のために必要な措置を講ずるとともに、その結

果の概要を開示することを「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で定めております。

2015年度の取締役会の実効性を評価するため、取締役・監査役全員を対象とし、取締役会の役割・構成・運営に関するアンケートを実施しました。評価結果については、社外取締役が参加する報酬委員会で分析を実施後、その分析結果にもとづき、取締役会において審議を実施しました。

その結果、社外役員への説明会等によって取締役会の審議に必要な情報提供が適切になされていることや、社外役員から経営と独立した立場で意見が出されていることを確認しました。一方で、中長期的な会社の方向性・戦略に関する本質的な議論をより深めるために、審議のプロセスや議案の選定についての検討が必要であるとの課題も確認しました。

今回の評価を踏まえ、今後も必要な施策を適宜検討・実施し、継続的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第14条をご参照ください。

【原則5-1】(株主との対話の方針)
「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第17条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	62,592,000	5.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	52,522,000	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	32,637,000	3.07
株式会社三井住友銀行	31,668,430	2.98
株式会社みずほ銀行	31,636,990	2.97
日本生命保険相互会社	25,658,545	2.41
王子グループ従業員持株会	22,716,538	2.13
日本紙パルプ商事株式会社	17,464,476	1.64
農林中央金庫	16,654,660	1.56
藤定 智恵子	14,844,782	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

当社は、2016年3月31日時点で自己株式を74,378千株保有しておりますが、大株主の状況からは除外しております。
なお、当社は、2016年5月31日に、自己株式50,000千株を消却しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
奈良 道博	弁護士													
寺坂 信昭	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奈良 道博	○	——	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 当社および当社の重要な子会社との間に特別な利害関係はなく、また、取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
寺坂 信昭	○	——	行政における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 当社および当社の重要な子会社との間に特別な利害関係はなく、また、取引所が独立性を欠

くおそれがあるとして規定する独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会は取締役候補者、監査役候補者およびグループ経営委員の選任に関する事項を審議し、取締役会に答申します。報酬委員会は取締役およびグループ経営委員の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申します。指名委員会および報酬委員会は、会長および社長ならびに社外取締役全員によって構成し、委員長は社長が務めます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査計画、監査実施状況及び計算書類監査結果等について説明を受け、意見交換を行っております。

監査役、内部監査部は月1回程度会合を持ち、監査計画及び監査結果について情報を交換するなど連携を図っております。

これらの監査についてはグループ経営会議等を通じて内部統制部門の責任者に対し適宜報告がなされています。社外取締役及び社外監査役に対しては、ホールディングス経営会議・グループ経営会議の内容を原則月2回報告しており、その機会を通じて適宜報告及び意見交換を行い連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桂 誠	その他													
北田 幹直	弁護士													
宮崎 裕子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桂 誠	○	——	外交官としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 当社および当社の重要な子会社との間に特別な利害関係はなく、また、取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
北田 幹直	○	——	法曹界における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。 当社および当社の重要な子会社との間に特別な利害関係はなく、また、取引所が独立性を欠くおそれがあるとして規定する独立役員の独立性基準のいずれにも抵触しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
宮崎 裕子		——	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は取締役に対し、2006年より株式報酬型ストックオプションを導入しておりましたが、中長期的な業績の向上と、企業価値の増大への貢献意識をより高めることを目的に、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議しております。これに伴い、今後はストックオプションの新規付与は行いません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

上記のとおり、今後はストックオプションの新規付与は行いません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。
2015年度における取締役16名に対する報酬等は、619百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬および短期的な業績に応じた報酬ならびに中長期的な企業価値向上を反映する株式報酬によって構成されております。このうち基本報酬および短期的な業績に応じた報酬は年額7億円以内、また株式報酬については570,000ポイント(通常1ポイント=当社株式1株)以内とされております(2016年6月29日開催の第92回定時株主総会決議)。ただし、社外取締役の報酬は基本報酬のみによって構成しております。

なお、決定にあたっては会長および社長ならびに社外取締役全員によって構成される報酬委員会の審議および答申を経ております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員による監督機能の強化を図るため、ホールディングス経営会議・グループ経営会議の内容を社外役員に、原則月2回報告しております。

社外監査役を含む全監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、専任を含むスタッフを数名置き、社外監査役に対する重要な情報を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社グループの経営に係る重要事項については、ホールディングス経営会議・グループ経営会議の審議を経て、取締役会において執行決定を行っております。取締役会等での決定に基づく業務執行は、グループ経営委員や各カンパニープレジデントらが迅速に遂行しており、併せて組織規程・グループ経営規程・職務権限規程においてそれぞれの組織権限や責任の明確化を定め、内部牽制機能の確立を図っています。さらに、グループCEO決定規程・カンパニープレジデント承認規程等稟議に関する規程を定め、これらに基づく業務手続きの適正な運用を実施しております。

取締役会は、原則月1回開催され、取締役13名のうち2名が社外取締役となっております。

監査役会は、原則月1回開催され、監査役5名のうち3名が社外監査役で、社外監査役3名のうち1名は女性となっております。

役員候補者の指名および役員報酬に関する方針と手続はコーポレートガバナンスに関する基本方針をご参照ください。

<http://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、現在、当社の女性役員は1名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、1999年に意思決定の迅速化、業務執行体制の強化及び執行責任の明確化を図るため、執行役員(2012年10月1日付持株会社制への移行に伴い、「執行役員」を「グループ経営委員」へ名称変更)制度を導入しました。2007年6月には、より透明で効率性の高い企業経営を図り、経営の監視強化のため、社外取締役を導入しました。また、社外監査役を含む監査役制度を採用し、監査役は5名(うち3名は社外監査役)を選任しており、常勤監査役は2名で、うち1名は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は監査役会にて定めた監査計画に基づき、取締役会のもとより、その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監査を行っております。

当該体制により、実効性のある経営の監視強化が図られているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、3週間前の発送を原則としております。また、発送前に当社ホームページにも掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能です(携帯電話を除く)。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに株主総会招集通知の英訳版を掲載しております。
その他	株主総会での事業報告について、ナレーションおよびモニター使用等によるビジュアル化により、解り易い説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算情報及び中期経営計画等の開示に合わせて、適宜、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びそれに係る説明資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、経営説明会(中期経営計画)資料等をホームページに掲載しております。なお、当該ホームページのURLは次のとおりです。 http://www.ojiholdings.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、その内容に応じて、当該関係業務を所管する部門等で分担して対応する体制としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「王子グループ企業行動憲章」の定めに従い、企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進していくことで、多様なステークホルダーの立場を尊重し、信頼関係を築いてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境問題を経営の重要課題の一つと位置づけ、「王子グループ環境憲章」を定めております。また、その理念を事業活動に生かすため「環境憲章 行動指針」を、さらに目標達成年度を2020年度とした「2020年度 環境行動目標」を定めております。「2020年度 環境行動目標」は、従来より取り組んできた「森・紙のリサイクル」、「責任ある原材料調達」、「持続可能な森林経営」に、あらゆるプロセスにおいて環境負荷ゼロを目指す「ゼロ・エミッション」を加えた4項目から構成されております。当社は、国連グローバル・コンパクトに参加して「人権・労働・環境・腐敗防止」に関する10原則を支持し、日々の事業活動における実践に努めております。なお、当社グループの環境保全活動・CSR活動等への取組み状況は、「王子グループレポート」をHPIに掲載して社外に報告しております。
	当社グループは多様化・複雑化する市場ニーズに効果的に対応していくため、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでおります。多様な人材がいきいきと働ける環境は、新たな価値の創造や組織の活性化をもたらします。 【ダイバーシティ推進方針】 1. 働き方改革の推進 「人材運用と活性化の基礎には、よりよい働き方がある」という視点に立ち、「仕事の質」を高めることで年間総労働時間の削減を図ります。

その他

2. 多様な人材の活躍

「女性活躍推進に積極的に取り組む」という方針のもと、女性従業員の配置・育成・登用機会について検討し、能力のある女性を積極的に登用して、女性管理職比率の向上を図ります。2020年までのグループ全体の女性管理職比率の目標を10%にしています。

3. ワークライフマネジメントの向上

「キャリアと育児・介護との両立」「男性の育児・家事参加」「柔軟な働き方の整備」を重点項目に据え、男女ともに仕事で成果を発揮しながら、家庭や地域においても役割を果たせるような就業環境を整えてまいります。

【具体的な取り組み】

以下URLに具体的な取り組みを記載しております。

<http://www.ojiholdings.co.jp/sustainability/diversity/action.html#1>

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号、同法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(いわゆる内部統制システム構築の基本方針)」を以下のとおり定めております。

- 1 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 王子グループ企業行動憲章および王子グループ行動規範を制定し、当社および当社子会社の取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
 2. 法令遵守の徹底を図るための部門を設け、法令遵守教育や内部通報制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
 3. 反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。
 4. 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告します。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 1. 法令および文書の取扱いに関する当社の規程に基づいて文書(電磁的方法によるものを含む)の保存、管理を行う。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。
- 3 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. グループ規程に定める会議体において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
 2. グループリスク管理の基本となる規程を制定することによってリスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総合的に管理し、リスクのタイプに対応した体制の整備を行います。
 3. 内部監査部門は、リスク管理の状況を監査し、その結果をグループ規程に定める会議体に報告します。
- 4 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. グループ全体の経営理念、経営基本方針、中期経営計画、年次総合計画を定めることにより、当社および当社子会社の取締役および使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
 2. 当社および当社子会社の各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実施し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、当社および当社子会社の取締役会に報告する。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。
 3. 当社および重要な当社子会社の使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。
- 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 1. グループ規程において、当社および当社子会社の役割ならびにグループガバナンス体制を明確に定めます。
 2. グループ規程においてグループ内承認・報告手続きを統一的に定め、グループ内での牽制を図ります。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役がその職務を補助する部門を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。
 2. 監査役がその職務を補助する部門は監査役会に直属するものとし、所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。
 3. 監査役がその職務を補助する部門の使用人は監査役の指揮命令に従います。
- 7 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 1. 重要な業務執行に関する事項および著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、グループ規程に定める会議体で審議または報告されることが規程で定められており、当該会議への出席や資料の閲覧等を通じて監査役に重要事項が報告される体制を確保します。
 2. 当社および当社子会社の取締役、使用人および当社子会社の監査役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。
 3. 内部監査、リスク管理、内部通報等のコンプライアンスの状況について、定期的に監査役に対して報告します。
 4. 内部通報制度において、当該報告したこと自体を理由に不利益を被らない体制を確保します。
- 8 監査役がその職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
 1. 監査役がその職務の執行に必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理します。
 2. 監査計画に基づいて監査役が必要とする費用の支出に対応するため、毎年、予算を設けます。
- 9 その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に、記載しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の概要

当社は、上記の「会社の支配に関する基本方針」に照らした結果、不適切であると判断される者により、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入しております。

具体的には、議決権割合20%以上の当社株式を取得しようとする大規模買付者に対しては、情報の収集、検討期間の確保および代替案提示の機会の確保等のための大規模買付ルールの遵守を求めます。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことがないか、企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことがないか、という観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見の開示や、株主の皆様への代替案の提示、場合によっては対抗措置の発動を行うことがあります。その判断における客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、社外取締役1名および社外監査役2名の計3名から構成される特別委員会を設置します。大規模買付行為に対し対抗措置を講じるか否かの最終的な判断は取締役会が行いますが、その判断においては特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

詳細は、2014年5月14日付開示資料「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」をご参照ください。当該開示資料は、当社のホームページ[<http://www.ojiholdings.co.jp/news/2014.html>]に掲載しております。

なお、2014年6月27日開催の定時株主総会において、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで本方針を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〈適時開示体制の概要〉

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

(1) 決定事実の開示

取締役会または経営会議規程に定める会議体において決定した事実については、証券取引所の規則に従って開示しております。

(2) 発生事実の開示

重要事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した担当取締役及び担当部署が、取締役会または経営会議規程に定める会議体に報告を行い、証券取引所の規則に従い開示しております。また、その他緊急に開示を要する事実が発生した場合は、代表取締役が速やかに開示の決定を行っております。

(3) 決算に関する情報の開示

決算に関する情報については、コーポレートガバナンス本部において決算財務数値を作成し、取締役会において承認し、開示しております。

(4) 内部情報の管理

役員及び従業員における内部情報の管理については、「グループ内部情報管理及び内部者取引防止規程」を制定しており、これに基づき徹底を図っております。

